

石財政第22号
令和6年7月3日

石狩市使用料、手数料等審議会
会長 吉田 保雄 様

石狩市長 加藤龍幸



使用料、手数料等の改定について（諮問）

○ 下記の案件について、石狩市使用料、手数料等審議会条例第2条第1項の規定に基づき、
貴審議会の意見を求める。

記

1 使用料、手数料等の改定について



石使審第1号

令和6年9月24日

石狩市長 加藤龍幸様

石狩市使用料、手数料等審議会

会長 吉田保雄

使用料、手数料等の改定について（答申）

令和6年7月3日付石財政第22号で諮問のありました標記の件については、以下のとおり答申いたします。

1 使用料の新設について

(1) 冬期加算料：コミュニティセンター（花川南・北・八幡・望来・浜益の各コミセンにおけるアリーナまたは多目的ホール専用利用時）、厚田総合センター（アリーナ専用利用時）、保健福祉センター（交流活動室）、各小中学校屋内体育館（学校開放）、多目的スポーツ施設（アリーナ専用利用時）、B&G海洋センター（アリーナ専用利用時）、浜益スポーツセンター（アリーナ専用利用時）

近年の光熱費の高騰により施設の維持管理経費が増加している状況を勘案し、新たに冬期間の除雪費・暖房費相当の負担を求めようとするこの度の諮問については妥当と判断します。

なお、本案は「石狩市使用料、手数料等設定の基本方針」に基づく原価計算によらず、標準的な費用負担水準を考慮して金額を設定していることから、今後も設定金額が妥当であるか定期的な周期で実態把握に努め、適正な事務の執行を求めます。

2 使用料の改定について

(1) 墓地（墓地使用料・管理料、合同納骨塚管理料）

施設の維持管理経費と比較すると受益者負担が低いことのほか、近年の維持管理コストが増加している状況、また、受益者の急激な負担増を防ぐため改定率を低めに抑えていること等を勘案し、本改定案は妥当と判断します。

(2) 斎場施設（石狩斎場・厚田斎場・浜益斎場の火葬炉）

施設の維持管理経費と比較すると受益者負担が低いことのほか、近年の維持管理コストが増加している状況、また、受益者の急激な負担増を防ぐため改定率を低めに抑えていること等を勘案

冬期加算料の新設に伴い、アリーナ使用料の「夏期」「冬期」区分を廃止することは合理的であると考え、本改定案は妥当と判断します。

(10) 浜益スポーツセンター（アリーナ専用利用（2分の1面、全面））

冬期加算料の新設に伴い、アリーナ使用料の「夏期」「冬期」区分を廃止することは合理的であると考え、本改定案は妥当と判断します。

(11) スポーツ広場（ソフトボール場、サッカー場、夜間照明使用料）

施設の維持管理経費と比較すると受益者負担が低いことや、近年の維持管理コストが増加している状況を勘案し、ソフトボール場及びサッカー場に係る改定案は妥当と判断します。

また、LED化により光熱費が減少した状況を勘案し、夜間照明使用料に係る改定案は妥当と判断します。

(12) 川下海浜施設駐車場（二輪車、普通車、中型車、大型車）

施設の維持管理経費と比較すると受益者負担が低いことや、近年の維持管理コストが増加している状況を勘案し、本改定案は妥当と判断します。

(13) 石狩浜海水浴場駐車場（二輪車、普通車、中型車、大型車）

施設の維持管理経費と比較すると受益者負担が低いことや、近年の維持管理コストが増加している状況を勘案し、本改定案は妥当と判断します。

○ 3 手数料の改定について

(1) 証明等手数料

① 所得に関する証明

現状の証明書発行経費に対する受益者負担が低いことのほか、受益者の急激な負担増を防ぐため改定率を低めに抑えていること、近隣他市の状況を踏まえた内容となっていること等を勘案し、本改定案は妥当と判断します。

② 納税証明書

現状の証明書発行経費に対する受益者負担が低いことのほか、近隣他市の状況を踏まえた内容となっていること等を勘案し、本改定案は妥当と判断します。

③ 住民基本台帳の一部の写しの閲覧

現状として閲覧に要する経費に対する受益者負担が低いことのほか、受益者の急激な負担増を

本改定案は妥当と判断します。

4 道路占用料の改定について

本改定案は、道路法の改正に伴う改正であり、法律に基づいた改定内容になっていると認められることから、妥当と判断します。

5 河川占用料の改定について

本改定案は、北海道の施行条例の見直しによる改正であり、道施行条例に基づいた改定内容になっていると認められることから、妥当と判断します。



以上

